

新型コロナウイルス感染拡大を受けての 放課後デイ Granny 本部方針に関する Q & A

株式会社 Granny
代表取締役会長 小倉丘礼

表題の件に関しまして、今後随時アップデートをしてまいります。厚生労働省通達や各自治体通達によっては、変更や撤回の可能性もございますので、ご理解ご協力の程、宜しくお願ひ致します。

(学校臨時休業時の児童生徒の利用)

問1 利用している児童の対象学校が一斉休校になった。この場合、放課後デイ Granny での児童生徒の利用を継続しても問題ないか？

(答) R2.2.27 本部回答

【厚労省事務連絡／新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(R2.2.27)】にある通り、当該児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等において1人で過ごすことができない児童生徒がいることも考えられることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所して、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いします。

(通所利用の児童生徒の保護者に対する依頼)

問2 放課後デイ Granny を利用している児童生徒の保護者に対して、どの様な場合において利用を控える様にお伝えすれば良いか？

(答) R2.2.27 本部回答

【Granny 本部／修正済新型コロナウイルス感染拡大防止案内 (R2.2.27)】及び【厚生労働省／社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)における感染拡大防止のための留意点について (R2.2.24)】にある通り、利用児童生徒本人・家族又は職員が利用児童生徒本人の体温を計測し、37.5℃以上の発熱がある(元々平熱が高い児童生徒は平熱プラス1℃以上発熱時)または、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、利用児童生徒の保護者に対して利用を控える様にお伝えください。尚、過去に発熱が認められた場合であっても、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向と判断できる場合は利用を認

めることとして下さい。あくまで、放課後等デイサービスを利用するか否かは利用者又は保護者の判断に委ねるものとして下さい。

(学校臨時休業時に提供した場合の算定)

問3 利用している児童の対象学校が臨時休校となり、その際に受け入れた場合の基本報酬算定は「学校休業日」扱いで問題ないか？

(答) R2.2.29 本部回答

【厚労省事務連絡／平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A (H27.3.31)】にある通り、基本報酬における「学校休業日」とは以下を指し、学校休業日扱いとして算定して何ら問題ありません。

- 学校教育法施行規則第 61 条及び第 62 条の規定に基づく休業日(公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日)
- 学校教育法施行規則第 63 条等の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校の日(例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日)

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしません。

(学校臨時休業時における人員配置)

問4 学校臨時休業時に本来は午前中からスタッフが配置できない。その場合は人員基準を遵守せずにサービス提供をしても問題ないか？

(答) R2.2.29 本部回答

【Granny 本部／コロナウイルス対策に伴う学校休業時の人員配置に関して (R2.2.28)】及び【厚労省事務連絡／新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 2 報) (R2.2.20)】にある通り、原則は通常通りの人員配置を毎営業日行って下さい。ただし、支援において支障が無いと事業所で判断し、かつ指定権者である自治体はその人員配置による運営で差し支えないと判断した場合は、人員欠如が一時的に起こったとしてもサービス提供をしても問題ない。

(コロナウイルスに関する Granny 本部窓口)

問5 今後コロナ対策に関して、Granny 本部に相談する場合の問い合わせ先はどこか？

(答) R2.2.29 本部回答

基本的には各加盟店・各事業所と普段より連絡を取り合っている ChatWork グループにて問い合わせ、もしくは弊社本部スタッフでのお電話をお願い致します。厚労省や自治体通知を待たないと回答できないケース、本部スタッフ等による本部会議をしないと回答をできないケースもあり、より迅速な対応には心がけますが、回答までに時間を要する場合がございます事はご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。尚、弊社としましては「コロナウイルス感染防止対策本部」を Granny 本部内に設置し、情報の一元化に努めて対応して参ります。以下をご参照ください。

【コロナウイルスに関するお問合せ先】

コロナウイルス感染拡大防止対策本部

本部長：取締役社長 三宅 悠介 (みやけ ゆうすけ)

電話番号：090 - 7278 - 0987

(利用者判断による事業所の欠席時の報酬算定)

問6 コロナウイルスに感染する事を恐れて事業所を欠席すると利用者または保護者が判断した場合はどの様な報酬の算定で対応をすれば良いのか？

(答) R2.2.29 本部回答

基本的には【厚生労働省／新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)(R2.2.20)】の通り、「障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等」については、幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合を含むこととし、幼児児童生徒の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象とする旨の周知がございました。しかし各自自治体において、この「市町村が認める場合」の基準が異なるケースがございますので、各加盟店が独自に指定権者へ確認を行い、その内容を本部までご報告願います。